

購入仕様書

除雪グレーダ（4．0 m級）仕様書

令和8年度

除雪グレーダ（４．０ｍ級）仕様書

概 要

この仕様書は、除雪グレーダ（４．０ｍ級）に適用するもので、納入機は下記に定める性能、諸元、各部構造その他を満足するほか、道路除雪作業の使用に耐え得る十分な耐久性、信頼性と、良好な操縦性能を有するものとする。

納入機は運輸省令昭和２６年第６７号（以降の改正分を含む）「道路運送車両の保安基準」に適合するものでなければならない。

ここに明記されていない箇所については岩手県（以下「発注者」という）と物品供給人（以下「受注者」という）が協議のうえ決定するものとする。

１．目 的

除雪グレーダは、降積雪時における道路交通確保を目的として、一般除雪、路面整正等の除雪作業に使用するものである。

２．性 能（JCMAS T005 性能試験）

- | | |
|---|------------|
| （１）除雪幅 | 3.4m以上 |
| （２）最大除雪高さ
（新雪 $\rho = 0.08\text{t/m}^3$ 、除雪速度 15km/h において） | 0.15 m以上 |
| （３）ブレード線圧 | 20 kN/m 以上 |
| （４）走行速度 | 35 km/h 以上 |
| （５）運転室内騒音レベル | |

「騒音障害防止のためのガイドライン」（厚生労働省平成４年１０月１日、基発第 546 号）第Ⅰ管理区分に準ずる。（測定方法は JCMAS H011 の機械定置時による）

３．主要諸元

- | | |
|--------------------|----------------------------|
| （１）全 長 | 12,000 mm 以下 |
| （２）全 幅 | 2,800 mm 以下 |
| （３）全 高（黄色灯火上端まで） | 3,800 mm 以下 |
| （４）最低地上高 | 240 mm 以上 |
| （５）車両総質量 | 17,000 k g 以上 21,000 kg 以上 |
| （６）最小回転半径（最外側車輪中心） | 8.0 m 以下 |

4. 車 体

- | | |
|-----------|-----------------------------------|
| (1) 機 関 | |
| 形 式 | 水冷、ディーゼル機関 |
| 定格出力 | 最高速度段において (可変) 160 kW 以上 |
| (2) 車 軸 | |
| 前 車 軸 | 油圧リーニング機構 |
| 後 車 軸 | タンデム機構 |
| (3) フレーム | |
| 形 式 | 油圧屈折式 |
| (4) タ イ ヤ | |
| 形 式 | スノータイヤ |
| (5) かじ取装置 | |
| 型 式 | 全油圧式または電磁油圧式 |
| (6) 運 転 室 | |
| 構 造 | 全鋼製密閉形 |
| 窓 | (前面・側面(前面))熱線入り
(全) 冬用ワイパーブレード |

5. 除雪装置

- | | |
|------------|---|
| (1) 構 成 | ブレード、サークル、ドロوبا |
| (2) 作業動力装置 | 油圧式、操作弁式 (7 系統以上) |
| (3) 能 力 | |
| サークル回転角度 | 左右各 130 度 以上 |
| ブレード昇降範囲 | 地下 250mm～地上 250mm 以上 |
| ブレード横送り長さ | 左右各 500 mm 以上 |
| 切削角調整装置 | 油圧式 |
| 安全装置 | ブレードに過大な負荷や衝撃が加わった場合、
(スリップクラッチ等により) その力でサークルが自由
に回転し、各部の損傷を防ぐ装置を有すること。 |
| 切刃形式 | ストレート形平形刃先 (JIS D6101) 又は準じる特殊切刃
(側刃付) |

6. 計器類

- | | |
|------------------------------------|-----|
| (1) 運行記録計 (45km/h 以上、機関回転数記録、7 日計) | 1 式 |
| (2) 速度計、機関回転計 | 1 式 |
| (3) 燃料計 | 1 式 |
| (4) アワーメータ | 1 式 |
| (5) 水温計 | 1 式 |
| (6) 充電警告灯 | 1 式 |
| (7) 機関油圧計又は機関油圧警告灯 | 1 式 |

7. 照明装置類

- | | |
|----------------------------|-----|
| (1) 前部雾灯(黄色) | 2 灯 |
| (2) 黄色灯火(散光式 LED) | |
| 全幅 500～600 mm 以内 | 1 灯 |
| (運転室上部前方)(運転席室内パイロットスイッチ付) | |
| 全幅 800～1,200 mm 以内 | 1 灯 |
| (運転室上部後方)(運転席室内パイロットスイッチ付) | |
| (3) 作業灯(LED) | |
| ①(運転室上部前後方外側) (白色) | 4 灯 |
| ②(運転室上部前方内側) (黄色) | 2 灯 |
| ③(運転室前方下部左右) (黄色) | 2 灯 |
| ④(作業機フレーム中央左右) (黄色) | 2 灯 |
| ⑤(エンジンフード後方左右) (黄色) | 2 灯 |
| (各①～⑤運転席室内パイロットスイッチ付) | |

8. カメラ

- | | |
|--|-----|
| (1) 取 付 数 : 3 台 (後方・後方左右側面) | 1 式 |
| (2) 電 源 : DC12V もしくは 24V | |
| (3) 動作温度 : -25℃～50℃ | |
| (4) そ の 他 : 運行に際し十分な強度を有し、着雪防止等の適切な対策を講じること | |
| : 取付位置(車輛後方中央・運転席上部後方左右) | |
| : 障害物検知装置(モニタ連動) | |
| 障害物・人・動体検知し、警告音又はモニタ(9. モニタ)に、表示する装置(後方中央のみ) | |

9. モニタ

- | | |
|------------------------------|-----|
| (1) 画面サイズ : 7 インチ以上 (カラー) | 1 式 |
| : モニタ(1 画面に 3 方面、もしくは 3 台) | |
| (2) 動作温度 : -10℃～50℃ | |
| (3) そ の 他 : 振動等により損傷しないこと | |
| : 運転室内前方に取付け、オペレータの視界を妨げないこと | |

10. 付属装置及び付属品

10-1 車両総質量に含むもの

- | | |
|--------------------------------------|-----|
| (1) バックブザー(後方 1 mにおいて、音圧 80dB(A) 以上) | 1 式 |
| (2) カーヒータ (温水式、デフロスタ付) エアコン付) | 1 式 |
| (3) ウィンドウウォッシャー前・後 (電動式) | 1 式 |
| (4) 床マット | 1 式 |
| (5) バッテリースイッチ | 1 式 |

(6) AM/FM ラジオ	1 式
(7) 文字記入 (岩手県県土整備部・管理番号・その他・接近注意(別紙))	1 式
(8) 標識板(300*500mm以上)(文字記入 除雪車)	1 式
(9) けん引装置	1 式
(10) 車輛反射シール(車輛後部)	1 式
(11) シャッターブレード(油圧式)	1 式
(12) ドライブレコーダ	1 式

10-2 車両総質量に含まないもの

(1) 標準付属工具	1 式
(2) 取扱説明書	1 部
(3) 部品表(パーツリスト)	1 部
(4) 履歴簿	1 部
(5) タイヤチェーン(亀甲型、チタン合金製)	6 本

11. 塗 装

国土交通省建設機械塗装基準による。

12. 検 査

完成検査は、寸法、外観、溶接、その他組立状況を検査し、さらに車両や作業装置類の動作等の確認を行い全般的な機能を検査する。ただし、車両総質量については、本仕様書で定めたとおりであるかを、その内訳が判る資料により検査する。

検査に要する器具、人員等は受注者において準備するものとする。

13. 保 証

納入後 1 箇年以内に設計製作上の欠陥によるものとみなされる故障が発生した場合には、受注者は無償修理を行わなければならない。ただし、製作会社等が別に定める保証期間が 1 箇年以上にわたる場合にはそれを適用する。

特に重大な故障が発生したときは、上記期間経過後であっても、発注者と受注者が協議のうえ、受注者に無償修理を行わせることがある。

14. その他の事項

14-1 製造期日等の指定

納入機は新品でなければならない。

14-2 灯火の取付方法の指定

黄色灯火の取付方法は、次のとおりとする。

イ) 黄色灯火の規格、取付位置については、「道路維持作業用自動車及び道路管理用緊急自動車の取扱について(昭和 55 年 6 月 5 日付け、建設省機発第 473 号(以

降の改正分を含む))」に準じるものとする。

ロ) 黄色灯火は、運転室又は作業装置上部に堅固に取付け、黄色灯火の重量、振動に耐えるよう取付部分に必要な補強を行うものとする。

14-3 提出図書の言語の指定

取扱説明書など提出を義務づけられた図書に使用する言語は、日本語とする。

14-4 緩和申請等について

本履行にあたり、車両登録、基準緩和の申請及び道路維持作業車の申請・届出については受注者が行うものとする。また、これらにかかる費用は受注者の負担とする。ただし、これにより難い場合は発注者の指示を受けるものとする。

14-5 付属装置及び付属品等に関する取付位置は別途協議とする

14-6 自賠責保険料は別途支払うものとする。それ以外の登録及び納車費用は購入価格にすべて含めるものとする。

圖 1

